

第4章 具体的な施策の展開

基本施策1 周囲の支えが届きにくい世帯に留意のうえ、困難を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進

困難を抱えている世帯が、各種の支援を受けるためには、制度やサービスを知ること、相談窓口や申込先につながる必要があります。

しかしながら、子どもの生活実態調査の結果からは、困難を抱えていると考えられる世帯ほど、制度やサービス、相談窓口を知らない割合が高いことが分かっており、また、周囲から貧困・困難が見えにくい世帯や、相談することに抵抗を感じている世帯があることも把握されています。

子どもの貧困対策を進めるにあたっては、このように周囲の支えが届きにくい世帯があることに留意をしたうえで、関係するそれぞれの機関が子どもと家庭に接する機会を通じて困難を早期に把握し、必要な支援につなげる取組を推進していきます。

また、地域や団体・関係機関との連携による支援や、必要な情報を分かりやすく届ける広報の充実にも取り組んでいきます。

【施策①】成長段階に応じた切れ目のない相談支援

妊娠期から学齢期、社会的自立に移行する時期まで、それぞれの成長段階に応じた切れ目のない相談支援の充実を図ります。保健センターや学校、相談機関など、子どもが成長する過程で接する様々な機関が、それぞれの関わりの中で異変や困難を把握し、必要とする支援につなげていきます。

《 主な事業・取組 》

＜ 新規・拡充 ＞							1-①
1	妊婦訪問事業 【拡充】					保) 保健所	
	妊婦のいる家庭に母子保健訪問指導員及び保健師が訪問し、相談に応じるとともに、必要に応じて面接相談や家庭訪問等による継続支援を行います。						
	令和5年度からは、初妊婦に加えて希望する経妊婦も対象とします。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●						
2	地域での幼児教育相談・支援体制の推進事業 【拡充】					教) 学校教育部	
	幼児教育センターや市立幼稚園・市立認定こども園等で実施している子どもの発達・就学に関する教育相談について、相談の場所を拡充するほか、医療・福祉等の関係機関や学校、幼稚園・認定こども園、保育所と連携し、必要とする支援につなげていきます。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
			●				●

＜ 新規・拡充 ＞							1-①
3	スクールソーシャルワーカー活用事業 【拡充】					教) 学校教育部	
	社会福祉や教育に関する知識・経験を有するスクールソーシャルワーカーの相談体制を強化し、児童生徒がおかれた様々な環境への働きかけや、問題の解決・支援の充実に取り組みます。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
		●	●	●		●	
4	スクールカウンセラー活用事業 【拡充】					教) 学校教育部	
	児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者への教育相談を行うとともに、児童生徒への関わり方等について教職員への助言を行います。 小学校への配置時間数を拡大し、教育相談体制の一層の充実に取り組みます。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
		●	●	●		●	
5	各区こども家庭センター機能の整備 【拡充】					子) 児童相談所	
	各区保健センターに「こども家庭センター」の機能を整備し、身近な地域において、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援を行います。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
●	●	●	●	●		●	

＜ 継続 ＞							1-①
6	妊婦支援相談事業					保) 保健所	
	安心・安全な妊娠、出産のために、母子健康手帳交付時に母子保健相談員等が面接し、妊婦の不安の軽減を図るとともに、支援が必要な世帯を把握し継続支援につなげます。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
●							
7	伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業					保) 保健所	
	全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまでの一貫した支援を充実させるとともに、給付金の支給により経済的負担の軽減を図ります。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
●	●					●	
8	産後のメンタルヘルス支援対策事業					保) 保健所	
	母子保健訪問指導事業において、母子保健訪問指導員や保健師等が、産婦のメンタルヘルス上の問題を早期に発見し支援します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
●							

9	乳児家庭全戸訪問事業					保) 保健所	
	生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境を把握し、育児等の相談に応じます。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●	●					
10	区保育・子育て支援センターにおける相談支援					子) 子育て支援部	
	区保育・子育て支援センター（ちあふる）では、子育てに関する各種制度・サービスの情報提供、子育てや子どもの成長・発達にかかる相談支援、個別のケースに応じた専門機関等との連携など、子育て家庭が各種の支援を円滑に利用するための総合的な支援を行います。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
		●					●
11	こそだてインフォメーション					子) 子育て支援部	
	各区のこそだてインフォメーションでは、子育て世帯の悩みを解決する子育て相談に応じるとともに、必要な支援を円滑に利用できるよう、地域の子育て支援事業や教育・保育施設及び子どもに関する各種制度等の情報提供を行います。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
		●					●
12	利用者支援事業					子) 子育て支援部	
	子育て家庭の身近な場所である、区保育・子育て支援センターとこそだてインフォメーションに「利用者支援専門員」が常駐し、個別のニーズに応じた適切な施設・事業等を円滑に利用できるよう、情報提供、相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
		●					●
13	子どもの権利救済機関による相談支援（子どもアシストセンター）					子) 子どもの権利救済事務局	
	子どもの権利条例に基づき設置された子どもの権利救済機関では、原則 18 歳未満の子どもに関する相談に幅広く応じ、適切な助言や支援を行います。 また、権利侵害からの救済の申立てに基づいて、公的第三者の立場で問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行います。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
		●	●	●	●		●
14	思春期特定相談事業					保) 障がい保健福祉部	
	概ね 12 歳から 18 歳 の子どもの心の相談について、子どもやその家族、子どもを支援する専門職を対象に、こころのセンターにおいて、電話と来所（来所相談は予約制）による相談支援を行います。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
			●	●	●		●

15	民生委員・児童委員					保) 総務部	
	民生委員は、児童福祉法に基づき児童委員を兼務しており、児童、妊産婦、母子家庭等の相談を受け、それぞれの抱える問題に応じて利用しうる制度、施設、サービス等について助言し、適切な関係機関の援助が受けられるよう支援しています。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●	●	●	●	●		●

【施策②】 配慮を要する子どもと家庭・若者への相談支援

経済的に困難な状態にある子ども・若者は、これに加えて、疾病や障がい、不登校、虐待、両親の離婚といった傷つき体験、また保護者も、養育力の不足や、一人で生計維持と家事育児の両方を担うなど、配慮を要する複合的な困難を抱えている場合が少なくありません。

こうした様々な困難を抱える子どもと家庭・若者に対しては、表出した課題にとどまらず、成育環境等へのアプローチやアウトリーチ等の手法も含めて、きめ細かく寄り添った相談支援の充実に取り組んでいきます。

《 主な事業・取組 》

＜ 新規・拡充 ＞							1-②
1	母子保健における児童虐待予防強化事業（妊娠 SOS 事業）【拡充】					保）保健所	
	<p>予期せぬ妊娠や困難を抱える妊婦に対し、SNS等での相談や受診等の同行支援、緊急一時的な居場所の提供を行います。未受診となるおそれのある妊婦を対象として、初回産科受診料の助成を行います。</p>						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●						
2	子どものくらし支援コーディネート事業 【拡充】					子）子ども育成部	
	<p>子どもの相談支援に豊富な経験を持つ「子どもコーディネーター」が、児童会館や子ども食堂などの子どもの居場所を巡回して、困難を抱える子どもや家庭を早期に把握し、関係機関と連携しながら、必要な支援や重層的な見守りにつなげます。また、巡回施設の拡大に向けて、ニーズ調査を行います。</p>						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
		●	●	●	●		●
3	児童相談体制の強化 【拡充】					子）児童相談所	
	<p>第3次札幌市児童相談体制強化プランに掲げる、専門性の強化や連携体制の構築などの取組により、児童相談体制の強化を図ります。</p> <p>また、同プランに基づき、専門職を計画的に配置するほか、第二児童相談所を設置します。</p>						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●	●	●	●	●	●	●
4	ヤングケアラー支援推進事業 【拡充】					子）子ども育成部	
	<p>ヤングケアラーが安心して暮らし学ぶことができるよう、普及啓発、支援者向け研修を実施します。令和5年度以降、当事者同士の情報交換の場を拡充するとともに、専門相談窓口を開設するほか、家事援助などの支援を実施します。</p>						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
			●	●	●	●	●

＜ 新規・拡充 ＞							1-②
5	生活困窮者自立支援事業 【拡充】					保) 総務部	
	生活保護に至る前の段階での自立を支援するため、相談窓口（生活就労支援センターステップ）を設置し、情報提供や支援計画の作成、就労支援、家計改善の助言指導などを行います。令和6年度以降、SNS 相談や生活サポート総合相談など、相談事業の一層の充実を図っていきます。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
					●	●	

＜ 継続 ＞							1-②
6	児童相談所・区家庭児童相談室における相談支援					子) 児童相談所	
	児童相談所及び区役所家庭児童相談室では、18 歳未満の児童虐待通報への対応のほか、関係部署と連携して、子どもの心身の発達や対人関係、不登校、家庭内暴力など、児童に関する各種の相談支援を行います。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
●	●	●	●	●		●	
7	児童家庭支援センターにおける相談支援					子) 児童相談所	
	児童家庭支援センターでは、地域における子どもの福祉に関する専門的な相談に応じる施設として、児童虐待・非行・保護者の子育て不安など複雑多様化する児童問題に対応し、電話による子育て相談及び緊急時の訪問相談等を行っています。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●	●	●	●		●	
8	子ども安心ホットライン					子) 児童相談所	
	24 時間 365 日体制の「子ども安心ホットライン（子ども虐待相談）」を児童相談所内に開設しており、専門の電話相談員が相談支援を行っています。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●	●	●	●		●	
9	養育支援員派遣事業					子) 児童相談所	
	養育状態の改善等が必要な世帯に支援員を派遣して、育児・家事援助を実施することで、在宅で継続的に支援する体制を強化し、児童虐待の発生防止に努めます。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●	●	●	●		●	
10	特別支援教育地域相談推進事業					教) 学校教育部	
	障がいや不登校、日本語習得の困難さなどにより、個別に支援を必要とする子どもへの相談・支援を総合的に行う体制を充実させるとともに、保護者の不安軽減を図ります。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
		●	●	●		●	

11	困難を有する若者への相談支援					子) 子ども育成部	
	若者支援施設において、ひきこもりやニート等困難を有する若者のための相談事業や、自立支援プログラムを実施するなど、若者の社会的自立に向けた総合的な支援を行います。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
				●	●		
12	ひきこもり対策推進事業					保) 障がい保健福祉部	
	「ひきこもり地域支援センター」において、ひきこもりの本人や家族からの電話や来所による相談対応や訪問支援を行うとともに、本人や家族の居場所機能を持つ集団型支援拠点「よりどころ」を設置運営します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
		●	●	●	●	●	
13	困難を抱える若年女性支援事業					子) 子ども育成部	
	様々な困難を抱えた若年女性を支援するため、アウトリーチ支援、一時的な居場所の提供、自立支援など、公的機関等への「つなぎ」を行う相談事業を実施します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
●				●	●		
14	母子・婦人相談員					子) 子育て支援部	
	各区に母子・婦人相談員を配置し、ひとり親家庭等の抱える様々な課題に対して、きめ細やかな相談支援を行います。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
							●
15	障がい者相談支援事業					保) 障がい保健福祉部	
	障がいのある方やその家族の地域生活を支えるため、福祉サービスの紹介や利用の援助、生活の困りごとに対する相談、関係機関との連絡調整などを行います。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●	●	●	●	●	●	●
16	障がい児等療育支援事業					保) 障がい保健福祉部	
	在宅の障がい児（18歳未満）、その家族、それらの関係者や支援者等を対象に、訪問療育、外来療育、施設支援を実施します。福祉サービス等につながっておらず、療育指導を受ける機会の少ない方を対象に、原則1人6か月以内の利用としています。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●	●	●	●			●
17	ホームレス自立支援事業					保) 総務部	
	ホームレス相談支援センターJOINにおいて、ホームレスに対し、一時的な衣食住環境を提供する一時生活支援事業と自立へ向けた支援を行う自立相談支援事業を一体的に実施するほか、週に一度の巡回相談、関係団体によるネットワーク会議、ホームレス総合相談会の開催等を実施します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
						●	●

【施策③】 地域や団体・関係機関との連携による支援と、広報の充実

複合的な困難を抱える子どもと家庭・若者への支援にあたっては、地域住民・団体や関係機関との間で、適切な情報共有と連携が行われることが重要です。加えて、子どもが成長する過程において、支援者が変わったとしても支援を途切れさせないことも大切です。

このため、地域における様々な団体や関係機関とのネットワークの形成と強化、幼保小連携など異年齢期の支援接続の推進に取り組みます。

また、困難を抱えている子どもと家庭・若者に、必要とする情報が届くよう、ICTも活用したわかりやすい広報の充実に取り組んでいきます。

《 主な事業・取組 》

＜ 継続 ＞							1-③
1	保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業					保) 保健所	
	医療機関が、保健センターが実施する訪問等による支援を必要とする母子を把握した場合に、保健センターに対し情報提供を行います。訪問指導等を実施した保健センターは、その結果を医療機関に報告し、保健と医療の情報を共有し適切な育児支援を行います。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●	●					●
2	幼保小連携・接続の推進					教) 学校教育部	
	幼児期と児童期の教育の円滑な接続・連携を図るため、幼保小連携推進協議会において教職員の合同の研修会、情報交流、幼児の支援内容の引継ぎ会等を実施し、接続期の教育内容や指導方法の相互理解・連携等を目指します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
		●	●				
3	子どものための相談窓口連絡会議					子) 子どもの権利救済事務局	
	子どもアシストセンターが持つ救済機能の周知を図るとともに、実例に即した具体的な情報や意見の交換を行い、子どもを権利侵害から救済するための幅広い連携体制を確保することを目的として、「子どものための相談窓口連絡会議」を開催します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●	●	●	●			●
4	要保護児童対策地域協議会					子) 児童相談所	
	被虐待児童をはじめとする要保護児童等の早期発見や適切な保護・支援を図るため、関係機関等が理解を深め、情報の交換や支援内容の協議を行うことを目的として、要保護児童対策地域協議会を設置・運営します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●	●	●	●			●

5	さっぽろ子ども・若者支援地域協議会					子) 子ども育成部	
	子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、関係機関等による適切な支援を組み合わせることにより、効果的かつ円滑な支援を実施することを目的として、さっぽろ子ども・若者支援地域協議会を設置・運営します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
		●	●	●	●	●	
6	利用者の立場に立った広報の展開					子) 子育て支援部	
	各種制度や相談窓口、支援機関などの情報が、必要としている方に確実に届くよう、アプリやAIチャットボットなども活用しながら、利用者の立場に立った広報を展開していきます。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
						●	
7	ひとり親家庭への広報の充実					子) 子育て支援部	
	ひとり親家庭の利便性に配慮し、各種支援制度や手続きに関する事など、必要な情報が確実に届くよう、SNSなども活用したプッシュ型の広報等に取り組みます。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
						●	

基本施策 2 子どもの学びと育ちを支える取組の推進

家庭の状況に関わらず、全ての子どもが健やかに育ち、質の高い教育を受け、将来に向かって、能力と可能性を伸ばしていけるようにする必要があります。

子どもの生活実態調査からは、経済的な困難を抱えている世帯において、教育や体験の機会、学習環境などに、不利や制約が生じていることが把握されています。また、障がいや不登校など複合的な困難を抱え、発達や学びに配慮と支援を必要とする子どももいます。

この基本施策では、子ども一人ひとりが年齢や発達などに応じ、安心して学び、成長していくことができるよう、心身の健やかな発育・発達を促すとともに、学びに困難を抱える児童生徒への支援、学習意欲の向上につながる学習機会の提供、教育費等の負担軽減などに取り組みます。

また、全ての子どもが、安心して過ごすことができる居場所を持ちながら、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験や交流の機会を持てるよう、取組を推進していきます。

【施策①】子どもの健やかな育ちと多様な学びの支援

幼児期から学齢期にかけて、年齢や発達に応じて健やかに育ち、安心して教育・保育を受けることができるよう、環境や質の確保に取り組みます。

早い段階からの健康診査や相談支援の実施などにより、健やかな発育・発達を促すとともに、一人ひとりの子どもが家庭の状況などに関わらず、将来に向かって「学ぶ力」を身につけ豊かな心を育むために、ニーズを踏まえた学びの提供や、育ちの支援を進めていきます。

学習に困難を抱える子どもや不登校の子どもに対しても、学校以外の場における多様な学習活動も含めた支援に取り組んでいきます。

《 主な事業・取組 》

＜ 新規・拡充 ＞		2-①				
1	3歳児健診視覚検査事業	【新規】			保) 保健所	
	3歳児健康診査の際に、屈折検査機器を用いた視覚検査を行うことで、視覚が発達していく時期に弱視等を見逃すことなく、早期に適切な治療につなげます。 視力に関する相談や情報収集する機会を提供し、良好な視力が得られる可能性を高め、子育て中の心配を軽減します。 (令和5年度に1区で試行実施し、段階的に対象区を拡大予定)					
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者
	●					●

＜ 新規・拡充＞							2-①
2	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 【拡充】					保) 保健所	
	「小児慢性特定疾病児童自立支援センター」を設置し、慢性的な疾病に罹患していることで自立に困難を抱えている児童等に対する相談体制を強化します。また、将来の就労に向けた学びの支援などを実施します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●	●	●	●		●	
3	不登校児童生徒のための新たな学びの場整備事業 【拡充】					教) 学校教育部	
	不登校児童生徒が、学びたいと思った時に学べるよう、教育支援センターのサテライト設置やオンラインによる支援などに取り組んでいきます。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
		●	●				
4	相談支援パートナー事業 【拡充】					教) 学校教育部	
	不登校やその心配のある子どもに対し、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行うために、小・中学校に相談支援パートナー等を配置し、不登校の未然防止や状況改善に加えて、小学校等の早い段階からの支援の充実に向けて取り組みます。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
		●	●				
5	帰国・外国人児童生徒教育支援事業 【拡充】					教) 学校教育部	
	日本語指導等が必要な帰国・外国人児童生徒が学校生活等に円滑に適應できるよう、指導協力者の派遣を行うなど、個々の状況に応じた支援を充実します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
		●	●	●			
6	札幌まなびのサポート事業 【拡充】					保) 総務部	
	生活困窮世帯の中学生の子どもに対し、学習習慣の定着を図り高校進学を実現するとともに、自己肯定感を持てるような居場所の提供を行うことを目的とした学習支援事業を実施します。また令和6年度からは、体験型の学習活動を強化するとともに、保護者に対する教育知識の周知や進路相談会を実施いたします。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
			●			●	

＜ 継続＞							2-①
7	乳幼児健康診査					保) 保健所	
	区保健センターにおいて4か月児、10か月児(再来)、1歳6か月児、3歳児、5歳児に対する健康診査を実施し、疾病や障がいの早期発見及び乳幼児の心身の健全な発育・発達を促すとともに、親の育児不安の軽減を図ります。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●					●	

8	乳幼児健康診査における栄養指導					保) 保健所	
	乳幼児健康診査の際に、健康的な食生活の実践に役立つ食事に関する情報提供を行ったり、個別の相談に応じるなど、望ましい食習慣を形成するための支援を行います。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●					●	
9	歯科口腔保健推進事業					保) 保健所	
	歯と口の健康について、地域での健康相談や電話相談を、歯科衛生士が受けています。また、市内の保健センターでは、歯科医師による妊産婦対象の無料歯科健診と、乳幼児健診での歯科健診・保健指導を行います。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
●	●	●	●			●	
10	赤ちゃんの耳のきこえ支援事業					保) 保健所	
	先天性難聴の早期発見のため、出産医療機関等における新生児聴覚検査にかかる費用の一部を助成することで経済的負担の軽減を図るとともに、適切な療育につながるよう医療機関等とのネットワークの構築を図ります。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●						
11	未熟児養育医療給付					保) 保健所	
	入院医療を必要とする未熟児を対象に、指定養育医療機関において必要な医療の給付を行います。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●						
12	結核児童療育給付					保) 保健所	
	18歳未満の結核にかかっている児童であって、指定療育機関の医師が長期療養のために入院が必要と認めたものに対し必要な医療の給付並びに学習及び療養生活に必要な物品の支給を行います。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●	●	●	●			
13	自立支援医療（育成医療）					保) 保健所	
	障がいのあるまたは医療を行わなければ将来障がいを残すと認められる18歳未満の児童を対象に、指定自立支援医療機関において、手術などにより生活能力を回復するために必要な医療費の支給を行います。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●	●	●	●			

14	障害児通所給付費					保) 障がい保健福祉部	
	障がいのある児童に、障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援）の利用に必要な費用の一部を支給します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●	●	●	●			
15	幼児期における家庭教育支援の充実					教) 学校教育部	
	市立幼稚園等において、幼児やその保護者等を対象に活動体験や子育てに関する講座などを実施します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●						●
16	「さっぽろっ子『学ぶ力』の育成プラン」の推進					教) 学校教育部	
	学校・家庭・地域と教育委員会が一体となり、子どもたちに、「学ぶ力」の3要素「学ぶ意欲（主体的に学習に取り組む態度）」「学んだ力（基礎的・基本的な知識・技能）」「活かす力（思考力・判断力・表現力等）」をバランスよく育みます。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●	●	●	●			
17	家庭教育事業					教) 生涯学習部	
	家族とのふれ合い等を通じて、子どもたちの生きる力の基礎的な資質や能力を育てる家庭教育の重要性を広く伝え、各家庭の教育力の向上を図るため、親同士が交流しながら学ぶ場や、講演会等の学習機会を提供します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
							●
18	子どもを共感的に理解するための教員研修の充実					教) 学校教育部	
	子どもを取り巻く様々な諸課題に対応できる専門的知識・技能を向上させるために、教職員に対する研修等の一層の充実を図ります。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●	●	●	●			
19	子どもの学びの環境づくり事業					子) 子ども育成部	
	不登校児童生徒の受け皿となっている札幌市内のフリースクール等民間施設に対し、児童生徒の指導体制の整備や、教材・体験活動等の充実を目的として当該経費の一部を助成します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
		●	●				

20	市立札幌大通高等学校における支援の充実					教) 学校教育部	
	多様なニーズを有する大通高校の生徒に対して、企業や福祉機関等の外部機関と連携した学習支援や就労支援を行うとともに、海外帰国生徒等に対しては母語支援等を行います。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
				●			
21	ひとり親家庭学習支援ボランティア事業					子) 子育て支援部	
	ひとり親家庭の小学3年生から中学生の子どもに大学生等のボランティアによる学習支援を行い、学習習慣の定着と基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を行うなど、ひとり親家庭が不安感を解消できる居場所を提供します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
		●	●				
22	アイヌ民族の児童・生徒の学習支援					市) 市民生活部	
	アイヌ民族の児童・生徒に対し、進学率向上を目的とした学習支援事業を実施します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
		●	●	●			

【施策②】 学びを支える教育費の負担軽減・進学支援

経済的な困難を抱えている世帯に対して、世帯の収入等に応じて、学校教育にかかる費用の支援を着実に実施します。

すべての意欲と能力のある子どもが、安心して高等学校や大学等に進学できるよう、国や北海道が実施する高等学校等就学支援金や高等教育修学支援新制度と併せて、返済義務のない奨学金などを給付し、進学や技能習得を支援します。

また、通学に要する費用の助成などを通じて、子どもの学びを経済面から支えていきます。

《 主な事業・取組 》

＜ 新規・拡充 ＞							2-②
1	札幌市奨学金支給事業					【拡充】	教) 学校教育部
	意欲や能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学困難な学生または生徒に対し、返還義務のない奨学金を支給します。						
	令和6年度以降に支給人数を拡大し、高等学校や大学等への進学支援の充実に取り組みます。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
				●	●		

＜ 継続 ＞							2-②
2	就学援助						教) 学校教育部
	経済的理由により、就学困難な小・中学生がいる世帯に対し、その世帯の収入に応じて学用品費、修学旅行費、給食費等学校教育にかかる費用の一部を助成します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
			●	●			
3	特別支援教育就学奨励費						教) 学校教育部
	札幌市立小・中学校の特別支援学級に就学している児童生徒、通常学級に在籍しているが重度の障がいや疾病のある児童生徒、通級指導教室に通級している児童生徒がいる世帯に対し、その世帯の収入に応じて学用品費、給食費等学校教育にかかる費用の一部を助成します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
			●	●			
4	義務教育児童生徒遠距離通学定期料金助成						教) 学校教育部
	一定の要件を満たす、札幌市立小・中学校へバス等の公共交通機関を利用して通学する児童生徒の保護者に対し、通学定期料金の全額を助成します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
			●	●			

5	札幌市高等学校等生徒通学交通費助成事業					教) 学校教育部	
	札幌市内に居住し、公共交通機関を利用して石狩管内の高等学校などに通う生徒に対し、通学に要する交通費のうち基準額を超える額の 1/2 を助成します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
				●			
6	高等学校定時制課程教科用図書給与					教) 学校教育部	
	高等学校定時制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障することを目的として、高等学校定時制課程に在学する有職生徒に教科用図書を給与します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
				●			
7	札幌市特別奨学金支給事業					子) 子育て支援部	
	札幌市特別奨学金支給条例に基づき、経済的に困窮している世帯の子どもが技能習得を目的とした高等学校等に通うために必要な学資を支給します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
				●	●		
8	児童養護施設等入所児童への大学進学等奨励給付事業					子) 児童相談所	
	児童福祉施設等入所児童（里親委託児童を含む。）が、大学などに入学するため措置解除となる場合、60 万円（年額）を限度額として措置解除後の生活費等を支給する取組を実施します（支給期間 1 年間）。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
					●		
9	公立大学法人札幌市立大学運営費交付金の交付(授業料・入学金の減免)					政) 政策企画部	
	経済的困窮状態にある学生が、学費の不安を抱えることなく、勉学に集中できる環境を提供できるよう、札幌市立大学への運営費交付金において授業料・入学金の減免にかかる費用を加味します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
					●		

【施策③】 健やかな成長を促す体験活動と子どもの居場所づくりの推進

子どもの頃の体験活動は、自尊感情や自立心、協調性など、社会で生き抜く力を得るための糧となり、人生を豊かにする基盤となります。このため、多様な体験活動や、外遊びに接する機会を持てるよう支援し、子どもの健やかな成長を促していきます。

また、地域のつながりが希薄になる中、孤立や不登校など、複雑・複合化する課題に対応するうえでも、個別のニーズに合った多様な居場所が求められています。

子どもが放課後を安心して過ごすことができる児童会館等の整備や、放課後児童健全育成事業の充実を図っていくとともに、子ども食堂をはじめとする地域の居場所（サードプレイス）づくりへの支援も進めていきます。

《 主な事業・取組 》

＜ 新規・拡充＞							2-③
1	子どもの職業体験事業 【新規】					子) 子ども育成部	
	子どもが将来への夢を描けるよう、小学校高学年を対象として、働く大人、社会や職業に関わる様々な現場に直接触れることのできる、企業訪問型の職業体験事業を実施します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
		●					
2	地域学校協働活動推進事業 【拡充】					教) 生涯学習部	
	地域・学校・保護者等が協働し、多様な学びや体験の機会を子どもたちに提供するとともに、地域と学校の持続可能な連携・協働の体制づくりを支援し、地域全体で子どもを育てる環境を醸成していきます。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
		●	●				
3	野外教育総合推進事業 【拡充】					教) 生涯学習部	
	学校に行きたくても行けないなど、生活に課題や不安を抱える子どもたちを対象に、「チャレンジ自然体験」として様々な体験活動の機会を提供し、自己肯定感や達成感を育みます。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
		●	●				
4	地域における子どもの居場所づくりの推進に向けた取組 【拡充】					子) 子ども育成部	
	子ども食堂に加えて、食事の提供を伴わない子どもの居場所づくり活動にも補助を拡大し、子どもが安心して過ごすことのできる居場所を充実させるとともに、地域で子どもを見守る環境の強化を図ります。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
		●	●	●			

＜ 新規・拡充 ＞							2-③
5	札幌まなびのサポート事業 【拡充】					保) 総務部	
	※再掲 施策2-① 生活困窮世帯の中学生の子どもに対し、学習習慣の定着を図り高校進学を実現するとともに、自己肯定感を持てるような居場所の提供を行うことを目的とした学習支援事業を実施します。また令和6年度からは、体験型の学習活動を強化するとともに、保護者に対する教育知識の周知や進路相談会を実施いたします。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
			●				●

＜ 継続 ＞							2-③
6	プレーパーク推進事業					子) 子ども育成部	
	子どもの自主性・創造性・協調性を育むことを目的として、子どもが身近な公園等において自分の責任で自由に遊ぶことができるよう、地域住民等が主体的に開催・運営するプレーパークを推進します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●	●	●	●			
7	子どもの体験活動の場支援事業					子) 子ども育成部	
	旧真駒内緑小学校跡施設「まこまる」において、子どもの自立性と社会性を育むことを目的に、プレーパークや昔遊びなど、多様な体験機会を子どもに提供する子どもの体験活動の場「Coミドリ（こみどり）」の運営を支援します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●	●					
8	少年団体活動促進事業					子) 子ども育成部	
	子どもの健やかな成長を促進するため、地域や企業と連携して、リーダーシップを養う研修・健全育成事業を実施するほか、異年齢交流などで子どもの主体性・協調性を育む子ども会等少年団体の活発化を図ります。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
		●	●	●			
9	進路探究学習（キャリア教育）推進事業					教) 学校教育部	
	中学校における進路探究学習（キャリア教育）を推進するため、民間企業等と連携し、様々な職業体験や出前講座等を実施します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
			●				
10	子どもの文化芸術体験事業					市) 文化部	
	子どもが優れた文化芸術に触れる機会の充実を図り、創造性を育むことを目的として、小学6年生を対象としたオーケストラ鑑賞事業「Kitara ファースト・コンサート」やミュージカル体験事業「こころの劇場」、小学5年生を対象とした美術館鑑賞や創作活動の体験機会を提供する「ハロー！ミュージアム」等を実施します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
		●					

11	さっぽろっ子ウインタースポーツ料金助成事業					ス) スポーツ部	
	子どもがスキーやスケートに親しむ機会を創出することを目的として、未就学児を対象としたスキーレンタルセット料金助成、小学生を対象としたスキーリフト料金助成、小中学生を対象としたスケート貸靴料金助成を実施します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●	●	●				
12	新型児童会館整備					子) 子ども育成部	
	既存の児童会館及びミニ児童会館（放課後子ども館を含む。）を、小学校（必要に応じ、まちづくりセンターや地区会館など地域のまちづくり活動施設）と併設した児童会館として再整備していきます。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●	●	●	●			●
13	札幌市民間児童育成会運営補助					子) 子ども育成部	
	保護者の就労等による留守家庭児童を対象に、生活の場と適切な遊びの提供を通じた健全育成を図っている民間の児童育成会に対し、登録児童数等に応じて助成金の交付を行います。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
		●					●
14	児童会館、ミニ児童会館					子) 子ども育成部	
	児童会館、ミニ児童会館では、児童・父母がともに参加できる親子工作会、スポーツ大会などの各種つどいやクラブ・サークル活動、野外活動、自主活動などの事業等を実施するほか、児童クラブに登録している子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく、積極的な交流を通じて、健全育成を図ります。 ※児童会館は高校生まで、ミニ児童会館は小学生が対象						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●	●	●	●			●
15	放課後子ども教室					子) 子ども育成部	
	児童会館やミニ児童会館が利用しにくい地域で、地域住民や保護者等が運営する「放課後子ども教室」を実施します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
		●	●				●
16	ひとり親家庭学習支援ボランティア事業 ※再掲 施策2-①					子) 子育て支援部	
	ひとり親家庭の小学3年生から中学生の子どもに大学生等のボランティアによる学習支援を行い、学習習慣の定着と基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を行うなど、ひとり親家庭が不安感を解消できる居場所を提供します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
		●	●				

基本施策3 子育て家庭の生活を支える取組の推進

子どもが将来に向かって健やかに成長していくうえで、全ての子育て家庭がニーズに応じた支援を受け、安心して子育てできる環境が必要です。

この基本施策では、保護者の状況に応じた保育サービスの提供や、子育てに不安や困難を抱える家庭に対するサポートの実施など、子育て家庭の生活支援に取り組んでいきます。

経済的に困難な状況にある家庭に対しては、暮らし向きの安定に向けた就労支援や、家計再建などの支援を進めます。

また、国において実施を検討している児童手当の拡充と合わせて、子ども医療費助成の対象拡大など、子育て家庭の経済的な負担の軽減にも取り組んでいきます。

【施策①】安心して出産・子育てをするための生活支援

全ての子育て家庭と妊産婦が安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠から出産、子育て期まで、各ステージに応じた支援や負担の軽減を図るとともに、地域における子育て支援の場や機会の充実に取り組みます。

また、保育所等の整備などによる必要な保育の受け皿の確保や、一時預かりなど保護者の状況に応じた多様な保育サービスを提供し、子育て家庭の生活を支えていきます。

《 主な事業・取組 》

＜ 新規・拡充 ＞							3-①
1	産後のママの健康サポート事業 【新規】					保) 保健所	
	産後の心身の状態を把握し、産後うつ予防や早期発見のため、出産後間もない時期の産婦に対して健康診査の費用の一部を助成し、必要な支援につなげます。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●						
2	産後ケア事業 【拡充】					保) 保健所	
	一定の要件を満たす産婦に対し、施設への宿泊または日帰りで育児に関する助言等の実施や休養の機会を提供します。 新たに、利用者の居宅でケアを提供するアウトリーチ型の支援を実施します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●						
3	病児・病後児保育事業 【拡充】					子) 子育て支援部	
	子育てと就労の両立を支援するため、子どもが病気の際、就労などで自宅での保育が困難な場合に、一時的に病児・病後児を保育する施設を拡大します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
		●	●				●

＜ 新規・拡充 ＞							3-①
4	保育人材の確保					【拡充】	子) 子育て支援部
	「保育人材支援センターさぼ笑み」の運営や保育支援者配置補助事業、一時金給付事業の実施などによる保育人材確保に向けた取組の充実を図ります。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●						●

＜ 継続 ＞							3-①
5	妊婦一般健康診査					保) 保健所	
	妊婦に対して、妊婦一般健康診査受診票（全 14 回）を交付し、妊婦健診にかかる費用の一部を助成します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●						
6	助産施設					子) 子育て支援部	
	助産施設では、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に、助産を受けさせることにより、安全で衛生的な出産を保証します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●						
7	子育てサロン					子) 子育て支援部	
	子育て家庭の孤立や不安解消を図り、安心して子育てできる環境づくりを進めるため、乳幼児をもつ親子が集まり、自由に交流できる場所として、子育てサロンを設置・運営します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
		●					●
8	私立保育所等整備補助事業					子) 子育て支援部	
	私立保育所等の整備を促進するために必要な整備費を補助し、保育の受け皿を確保するとともに、老朽化した施設を更新して耐震性能を向上させ、安全な保育環境を確保します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
		●					●
9	休日保育					子) 子育て支援部	
	保護者の就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、日曜、祝日に保育を実施します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
		●					●

10	夜間保育事業					子) 子育て支援部	
	就労形態の多様化に伴い、夜間の保育を必要とする保護者のために、認可保育所において午前〇時（一部は午後 10 時）までの保育を実施します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●					●	
11	時間外保育事業					子) 子育て支援部	
	私立認可保育所等が開所時間の 11 時間を超えて、18 時以降に 1 時間または 2 時間の時間外保育を実施します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●					●	
12	一時預かり事業					子) 子育て支援部	
	認可保育施設での一時預かりを実施します。（一般型保育所タイプ・一般型幼稚園タイプ・幼稚園型）						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●					●	
13	保育所等の利用調整					子) 子育て支援部	
	未就学児のいるひとり親世帯や低所得世帯等の親が、安心して就労や求職活動等に専念できるよう、保育所等に入所する際の利用調整において加点します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●					●	
14	市立幼稚園預かり保育事業					教) 学校教育部	
	市立幼稚園において、就労等様々な家庭の状況に対応した預かり保育を実施し、保育内容の充実や園と子育ての支援等について研究する中で、子どもの健やかな育ちと保護者が安心して子育てができる環境を整えます。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●					●	
15	保育施設職員等への研修実施					子) 子育て支援部	
	保育所等の職員を対象とした研修の実施により、市民の保育ニーズの多様化に対応できるように保育関係者の資質の向上を図ります。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●					●	

＜ 継続 ＞		3-①					
16	ファミリー・サポート・センター事業					子) 子育て支援部	
	<p>子育ての支援を受けたい方と援助したい方により会員組織をつくり、地域で子育て家庭を支える活動を支援します。日常的な預かりに対応する「さっぽろ子育てサポートセンター事業」と、緊急時や病児、病後児の預かりに対応する「こども緊急サポートネットワーク事業」の2つの事業を実施します。</p> <p>併せて、病児、病後児預かり時の負担を軽減するための補助制度を実施します。</p>						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●	●				●	
17	子育て短期支援事業（子どもショートステイ）					子) 児童相談所	
	<p>児童を養育している家庭の保護者が、病気、出産や育児疲れ等の理由により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において児童を一時的に養育します。</p>						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●	●	●	●		●	
18	札幌市民間児童育成会運営補助 ※再掲 施策2-③					子) 子ども育成部	
	<p>保護者の就労等による留守家庭児童を対象に、生活の場と適切な遊びの提供を通じた健全育成を図っている民間の児童育成会に対し、登録児童数等に応じて助成金の交付を行います。</p>						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
		●				●	
19	児童会館、ミニ児童会館 ※再掲 施策2-③					子) 子ども育成部	
	<p>児童会館、ミニ児童会館では、児童・父母がともに参加できる親子工作会、スポーツ大会などの各種つどいやクラブ・サークル活動、野外活動、自主活動などの事業等を実施するほか、児童クラブに登録している子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく、積極的な交流を通じて、健全育成を図ります。</p> <p>※児童会館は高校生まで、ミニ児童会館は小学生が対象</p>						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●	●	●	●		●	
20	放課後子ども教室 ※再掲 施策2-③					子) 子ども育成部	
	<p>児童会館やミニ児童会館が利用しにくい地域で、地域住民や保護者等が運営する「放課後子ども教室」を実施します。</p>						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
		●	●			●	

【施策②】 保護者の就労の安定や自立に関する支援

子どもが健やかに成長するうえにおいては、家庭の暮らし向きの安定が欠かせません。経済的な困難を抱えている家庭に対しては、家計の再建に向けた支援を進めます。

就労に困難を抱えている保護者に対しては、個々の状況に応じた多様な支援を行い、就労の安定と向上、経済的な自立を支えていきます。

また、事業者に対しても、育児休業や子の看護休暇の導入などの取組を支援し、就労と子育てを両立しやすい環境の整備を進めていきます。

《 主な事業・取組 》

＜ 新規・拡充 ＞							3-②
1	生活困窮者自立支援事業 【拡充】						保) 総務部
	※再掲 施策1-②						
	生活保護に至る前の段階での自立を支援するため、相談窓口（生活就労支援センターステップ）を設置し、情報提供や支援計画の作成、就労支援、家計改善の助言指導などを行います。令和6年度以降、SNS相談や生活サポート総合相談など、相談事業の一層の充実を図っていきます。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
						●	●
2	就労ボランティア体験事業 【拡充】						保) 総務部
	直ちに一般就労への移行が困難な生活保護受給者または生活困窮者に対して、就労に従事する準備としての基礎能力の形成を支援するため、就労体験やボランティア活動の場を提供します。令和6年度以降は、活動の場の充実を図ります。						
	妊娠出産期						
	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者	
					●	●	
3	育児休業等取得助成金事業 【拡充】						子) 子ども育成部
	札幌市ワーク・ライフ・バランス plus の企業認証を受けている企業のうち従業員数300人未満の企業が、育児休業取得者の代替要員を雇用した場合や、子の看護休暇を有給制度として改正し従業員が利用した場合などに支給する助成金を拡充します。						
	妊娠出産期						
	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者	
						●	

＜ 継続 ＞							3-②
4	女性の多様な働き方支援窓口運営事業						経) 産業振興部
	子育てと仕事の両立に不安を感じて就職活動を始めることができずにいる女性や、出産後も働き続けたいと希望する女性を支援する女性向け就労支援窓口「ここシェルジュSAPPORO」を運営します。						
	妊娠出産期						
	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者	
						●	

5	ワークトライアル事業					経) 産業振興部	
	概ね 50 歳以下の求職者及び非正規社員を対象に、就職に必要な能力及び社会人基礎力を身につけてもらう研修や職場実習等を実施し、市内企業への正社員就職を支援します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
					●	●	
6	生活保護					保) 総務部	
	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じた必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けた支援を行います。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
●	●	●	●	●	●	●	
7	就労支援相談員					保) 総務部	
	区保護課に配置した就労支援相談員が、就労可能な生活保護受給者に対して、職業相談や求人情報の収集及び提供等を行います。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
					●	●	

【施策③】子育て家庭を支える経済支援

子どもの生活実態調査では、約半数の子育て家庭が「家計の状況が『ぎりぎり』または『赤字』」と回答しており、経済的な困難を抱える家庭は、さらに厳しい状況にあることが確認されています。

こうした子育て家庭に対して、妊娠期から子育て期を通して、児童手当をはじめとする手当等の給付を行うとともに、医療費などの負担軽減策を拡大し、経済的な支援を強化していきます。

また、住まいの面でも子育て家庭が安心して生活できるよう、市営住宅への優先的な入居や、住宅の確保を支援します。

《 主な事業・取組 》

＜ 新規・拡充 ＞							3-③
1	産前産後期間の国民健康保険料免除制度 【新規】					保) 保険医療部	
	次世代育成支援の観点から、国民健康保険被保険者が出産した際、産前産後の国民健康保険料を一定期間免除します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●						
2	子ども医療費助成 【拡充】					保) 保険医療部	
	小学生以下の入院・通院及び中学生の入院にかかる医療費のうち、保険診療の自己負担額から初診時一部負担金または医療費の1割を除いた金額を助成します。 令和6年4月以降、段階的に、高校3年生まで助成対象を拡大します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
		●	●	●	●		
3	ひとり親家庭等医療費助成 【拡充】					保) 保険医療部	
	ひとり親家庭の20歳未満の子どもの入院・通院及びひとり親家庭の親の入院にかかる医療費のうち、保険診療の自己負担額から初診時一部負担金または医療費の1割を除いた金額を助成します。 令和6年8月からは、新たに非課税世帯の親の通院にかかる医療費の助成を実施します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者(20歳未満)	保護者
		●	●	●	●	●	●
4	第2子以降の保育料無償化事業 【拡充】					子) 子育て支援部	
	特定教育・保育施設等を利用している多子世帯の保育料を軽減するため、同時入所要件を撤廃し、世帯の所得や子の年齢差によらず、第2子以降の保育料無償化を実施します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
		●					●
5	児童手当 【拡充】					子) 子育て支援部	
	子育て家庭等の生活安定と児童の健やかな成長に資することを目的として、0歳から中学校卒業までの児童を養育している方に手当を支給します。 (国による制度改正を受けて対象の拡大を予定。)						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
		●	●	●	国で検討中		●

＜ 新規・拡充 ＞							3-③
6	住宅確保要配慮者居住支援事業 【拡充】					都) 市街地整備部	
	子どもを養育している方や高齢者等の住宅確保要配慮者の居住の安定確保のため、札幌市居住支援協議会を運営し、入居から退去までの困りごとをサポートします。 令和5年度からは、相談窓口を1時間拡大して実施します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
					●	●	

＜ 継続 ＞							3-③
7	伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業 ※再掲 施策1-①					保) 保健所	
	全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまでの一貫した支援を充実させるとともに、給付金の支給により経済的負担の軽減を図ります。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●	●					●
8	特別児童扶養手当					保) 障がい保健福祉部	
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神または身体に障がいをもつ20歳未満の児童を監護または養育する方に特別児童扶養手当を支給することにより、福祉の増進を図ります。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者(20歳未満)	保護者
		●	●	●	●	●	●
9	障害児福祉手当					保) 障がい保健福祉部	
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、重度の障がいがあり、日常生活で常に介護が必要な20歳未満の児童に障害児福祉手当を支給することにより、福祉の増進を図ります。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者(20歳未満)	保護者
		●	●	●	●	●	
10	小児慢性特定疾病医療費支給					保) 保健所	
	小児慢性特定疾病にかかっている児童やその家族に対して、医療給付や相談事業などを行います。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
		●	●	●	●		●

11	認可外保育施設等利用給付事業					子) 子育て支援部	
	国の基準に基づき、施設等利用給付認定を受けて、給付の対象となる認可外保育施設等を利用した方を対象に、支払い後の還付による利用料の給付を行います（給付額上限あり）。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●					●	
12	実費徴収に係る補足給付事業					子) 子育て支援部	
	保育・教育に必要な物品の購入に要する費用等を各施設・事業者が実費徴収する場合に、生活保護世帯等に助成します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●					●	
13	学校給食費負担軽減事業					教) 生涯学習部	
	昨今の物価高騰を踏まえ、子育て世帯への支援として、学校給食費の負担軽減を継続します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
		●	●			●	
14	未就学児に対する国民健康保険料軽減制度					保) 保険医療部	
	未就学児（小学校入学前の方）の国民健康保険料について、年度を通じて均等割額を5割軽減します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●					●	
15	市営住宅への入居					都) 市街地整備部	
	市営住宅の入居申込みに際して、ひとり親世帯や多子世帯の当選確率が高まるような優遇措置、子育て家庭や若者夫婦世帯に配慮した募集を行います。 令和6年度からは、単身入居の対象者に児童養護施設退所者等を加えるほか、当選確率を高める優遇対象に若者夫婦世帯、小さな子どもがいる世帯を追加します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
					●	●	
16	生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金）					保) 総務部	
	離職者等であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方または喪失するおそれのある方に対して、住宅と就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的に、住居確保給付金を支給します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
					●	●	

基本施策 4 特に配慮を要する子どもと家庭・若者に寄り添い、支える取組の推進

経済的な困難を抱える子どもと家庭・若者の背景には、様々な社会的な要因が存在します。とりわけ、虐待や両親の離婚、いじめや不登校などを経験し、特に配慮を要する子どもと家庭・若者は、生活基盤が脆弱な場合も多く、個々の状況に寄り添いながら、きめ細かな支援を行っていく必要があります。

社会的養護を必要とする子どもに対しては、心身ともに健やかに養育されるとともに、社会的養護を離れた後も社会に円滑に出ていけるよう、支援を行います。

ひとり親家庭に対しては、一人で生計の維持と家事育児の両方を担う保護者に対して、就労の安定に向けた支援を行うとともに、経済面や生活面からも家庭を支えていきます。

また、就学や就労など、社会参加や対人関係などに困難を抱える若者に対しては、個々の状況に寄り添いながら、自立に向けた支援を行っていきます。

【施策①】 社会的養護を必要とする子どもへの支援

社会的養護を必要とする全ての子どもが、適切に保護され、可能な限り家庭的な環境で養育されるよう、里親等の担い手の確保や、グループホームなどの施設の整備・充実を進めていきます。

また、社会的養護のもとで育つ子どもの進学や就労を、措置・委託中から支援するとともに、退所等の後も、生活基盤の確立に向けた相談や支援を必要に応じて継続し、社会的養護を経験した若者の自立を支えていきます。

《 主な事業・取組 》

＜ 新規・拡充 ＞							4-①
1	里親委託の推進 【拡充】						子) 児童相談所
	里親委託の推進に向けた取組として、里親制度の普及啓発、登録里親数の増、研修・訪問支援等による里親養育の質の向上等に取り組みます。各支援機関と連携し、訪問等により里親への支援を強化します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●	●	●	●	●		
2	社会的養護自立支援事業 【拡充】						子) 児童相談所
	20歳到達により児童養護施設等の入所措置を解除された方等のうち、自立のため支援を継続して行うことが適当な場合に、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を実施します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
				●	●		

＜ 新規・拡充 ＞							4-①
3	児童相談体制の強化 ※再掲 施策1-②					【拡充】	子) 児童相談所
	第3次札幌市児童相談体制強化プランに掲げる、専門性の強化や連携体制の構築などの取組により、児童相談体制の強化を図ります。 また、同プランに基づき、専門職を計画的に配置するほか、第二児童相談所を設置します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●	●	●	●	●	●	●

＜ 継続 ＞							4-①
4	社会的養護体制整備事業						子) 児童相談所
	児童養護施設の小規模化やグループホーム設置等を支援し、児童一人ひとりに配慮した養育ができる環境を整えます。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●	●	●	●	●		
5	児童養護施設等体制強化事業						子) 児童相談所
	社会的養護が必要な児童の受け皿を安定的に確保するために、児童養護施設等で働く職員の雇用にかかる経費等を補助し、業務軽減や人材確保を図ります。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●	●	●	●	●	●	
6	児童養護施設等入所児童への大学進学等奨励給付事業 ※再掲 施策2-②						子) 児童相談所
	児童福祉施設等入所児童（里親委託児童を含む。）が、大学などに入学するため措置解除となる場合、60万円（年額）を限度額として措置解除後の生活費等を支給する取組を実施します（支給期間1年間）。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
					●		
7	児童相談所・区家庭児童相談室における相談支援 ※再掲 施策1-②						子) 児童相談所
	児童相談所及び区役所家庭児童相談室では、18歳未満の児童虐待通報への対応のほか、関係部署と連携して、子どもの心身の発達や対人関係、不登校、家庭内暴力など、児童に関する各種の相談支援を行います。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●	●	●	●	●		●
8	児童家庭支援センターにおける相談支援 ※再掲 施策1-②						子) 児童相談所
	児童家庭支援センターでは、地域における子どもの福祉に関する専門的な相談に応じる施設として、児童虐待・非行・保護者の子育て不安など複雑多様化する児童問題に対応し、電話による子育て相談及び緊急時の訪問相談等を行っています。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●	●	●	●			●

【施策②】ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の多くが家計に余裕がなく、今後の生活に不安を感じている割合が高い状況にあります。

ひとり親家庭の保護者に対しては、子育てをしながら、収入面・雇用面でより安定した職に就けるよう、資格の取得や就職・転職活動を支援します。併せて、手当等の給付や医療費の負担軽減などを着実に実施するほか、養育費の確保に向けた相談・支援を強化します。

また、生活環境の急変や学習・進学に対する支援などにより、家庭全体の暮らしを支えていきます。

《 主な事業・取組 》

＜ 新規・拡充 ＞							4-②
1	ひとり親家庭等医療費助成 【拡充】						保) 保険医療部
	※再掲 施策3-③						
	ひとり親家庭の20歳未満の子どもの入院・通院及びひとり親家庭の親の入院にかかる医療費のうち、保険診療の自己負担額から初診時一部負担金または医療費の1割を除いた金額を助成します。 令和6年8月からは、新たに非課税世帯の親の通院にかかる医療費の助成を実施します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者(20歳未満)	保護者
		●	●	●	●	●	●
2	ひとり親家庭等養育費確保支援事業 【拡充】						子) 子育て支援部
	ひとり親家庭等の子どもに関する養育費の取決めや保証にかかる費用の一部を補助することにより、養育費の確保を支援します。 さらに、不払い発生時における強制執行手続きにかかる費用の一部も補助します。						
	妊娠出産期						
	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者	
						●	
3	母子生活支援施設運営 【拡充】						子) 子育て支援部
	生活や住宅、就職などの困難な問題により児童の福祉に欠ける場合に母子を保護し、母子家庭の自立促進のためにその生活を支援します。 また、支援の実施にあたり、心理療法担当職員による相談支援の拡充や、妊婦支援等の機能強化について検討します。						
	妊娠出産期						
	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者	
	●	●	●	●		●	

4	ひとり親家庭自立支援給付金事業					子) 子育て支援部	
	ひとり親家庭の就業による経済的自立を促進するため、 <ul style="list-style-type: none"> ・教育訓練機関受講時にかかる授業料等の一部に対する給付金の支給 ・養成機関受講中の生活負担軽減のための給付金の支給 ・高等学校卒業程度認定試験受験等に対する給付金の支給 などの資格取得に関する支援を行います。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
						●	
5	ひとり親家庭等高等職業訓練促進資金貸付制度					子) 子育て支援部	
	就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、修学を容易にすることにより資格取得を促進するため、入学準備金と就職準備金の貸付けを行います。また、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、家賃相当の住宅資金貸付けを行います。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
						●	
6	児童扶養手当					子) 子育て支援部	
	児童扶養手当法に基づき、離婚や死亡等により父親または母親と生計を同じくしていない児童を育成する家庭に児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●	●	●	●		●	
7	災害遺児手当					子) 子育て支援部	
	交通事故、労働災害等その他不慮の災害により、父、または母等を失った（重度障がいとなった場合を含む。）義務教育終了前の遺児を扶養する方に手当を支給するとともに、遺児が小・中学校等及び高等学校に入学する際または中学校等卒業後、就職する際に支度金を支給します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●	●	●			●	
8	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業					子) 子育て支援部	
	ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図るため、各世帯の様々な状況に応じて、事業開始資金や技能習得資金等 12 種類の資金の貸付を行う母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を適切に実施するとともに、幅広く制度の周知を行います。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
						●	

9	養育費確保の推進					子) 子育て支援部	
	母子・婦人相談員やひとり親家庭支援センターによる養育費や親子交流（面会交流）に関する相談を実施します。 また、ホームページやSNS、パンフレット等の媒体を用いて、養育費や親子交流（面会交流）に関する広報・啓発活動を推進します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
							●
10	母子・婦人相談員					子) 子育て支援部	
	※再掲 施策1-② 各区に母子・婦人相談員を配置し、ひとり親家庭等の抱える様々な課題に対して、きめ細やかな相談支援を行います。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
							●
11	札幌市ひとり親家庭支援センター					子) 子育て支援部	
	ひとり親家庭の一般的な生活相談をはじめ、専門家による法律相談等を実施するとともに、就業相談や職業紹介、就業のための知識・技能習得の支援などを行います。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
							●
12	ひとり親家庭等日常生活支援事業					子) 子育て支援部	
	ひとり親家庭の親が、就職活動や疾病等により日常生活を営むのに支障がある場合などに家庭生活支援員を派遣し、生活援助を行います。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
							●
13	ひとり親家庭学習支援ボランティア事業					子) 子育て支援部	
	※再掲 施策2-①、2-③ ひとり親家庭の小学3年生から中学生の子どもに大学生等のボランティアによる学習支援を行い、学習習慣の定着と基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を行うなど、ひとり親家庭が不安感を解消できる居場所を提供します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
		●	●				
14	ひとり親家庭への広報の充実					子) 子育て支援部	
	※再掲 施策1-③ ひとり親家庭の利便性に配慮し、各種支援制度や手続きに関する事など、必要な情報が確実に届くよう、SNSなども活用したプッシュ型の広報等に取り組みます。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
							●

【施策③】 困難を抱える若者への支援

中学校卒業後に進路が決定していない若者や、高等学校を中退した若者に対して、高校卒業程度の学力の習得を支援するとともに、修学に困難を抱える高校生が修学を継続できるよう、関係機関が連携のうえ相談・支援を行います。

また、働くことに不安や悩みを抱えている若者に対しては、対人訓練や職場体験などのプログラムを実施し、就労を支援します。

ひきこもりやヤングケアラー、困難を抱える若年女性など、特に配慮を要する見えにくい困難を抱えている若者に対しては、発見し、つながりをつくったうえで、それぞれの状況に丁寧に寄り添いながら、必要な支援を届けていくアウトリーチ型の取組を進めていきます。

《 主な事業・取組 》

＜ 新規・拡充 ＞							4-③
1	ヤングケアラー支援推進事業 【拡充】 ※再掲 施策1-②					子) 子ども育成部	
	ヤングケアラーが安心して暮らし学ぶことができるよう、普及啓発、支援者向け研修を実施します。令和5年度以降、当事者同士の情報交換の場を拡充するとともに、専門相談窓口を開設するほか、家事援助などの支援を実施します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
		●	●	●	●	●	

＜ 継続 ＞							4-③
2	困難を有する若者への相談支援 【拡充】 ※再掲 施策1-②					子) 子ども育成部	
	若者支援施設において、ひきこもりやニート等困難を有する若者のための相談事業や、自立支援プログラムを実施するなど、若者の社会的自立に向けた総合的な支援を行います。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
				●	●		
3	中学校卒業者等への進路支援事業					子) 子ども育成部	
	札幌市若者支援総合センターにおいて、中学校及び高等学校の卒業時や高等学校の中途退学時等の進路未定者に対し、進学や就労に向けた支援を行います。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
				●	●		
4	若者の社会的自立促進事業（学習支援）					子) 子ども育成部	
	学歴格差の解消及び高校中退者等の進学・就労に資するよう、高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力の習得を目指す学習相談及び学習支援を実施します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
				●	●		

5	公立夜間中学運営事業					教) 学校教育部	
	義務教育の年齢を超えている方で、中学校を卒業していない方、または、卒業していても不登校等の理由により、十分に学ぶことができなかつた方が学び直す場として、公立夜間中学である札幌市立星友館中学校の運営を行います。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
				●	●		
6	市立札幌大通高等学校における支援の充実 ※再掲 施策2-①					教) 学校教育部	
	多様なニーズを有する大通高校の生徒に対して、企業や福祉機関等の外部機関と連携した学習支援や就労支援を行うとともに、海外帰国生徒等に対しては母語支援等を行います。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
				●			
7	社会体験機会創出事業					子) 子ども育成部	
	ひきこもりやニート等困難を有する若者の職場体験やボランティア体験等の受入先となる企業の開拓等を行います。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
				●	●		
8	ワークトライアル事業 ※再掲 施策3-②					経) 産業振興部	
	概ね 50 歳以下の求職者及び非正規社員を対象に、就職に必要な能力及び社会人基礎力を身につけてもらう研修や職場実習等を実施し、市内企業への正社員就職を支援します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
					●	●	
9	障がい者就労支援推進事業					保) 障がい保健福祉部	
	障がい者雇用を推進するため、関係機関と連携し、障がい者や企業等からの就労にかかる相談に応じるとともに、障がい者、福祉サービス事業所及び民間企業を対象としたセミナーや各種講座等を実施します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
					●	●	
10	ひきこもり対策推進事業 ※再掲 施策1-②					保) 障がい保健福祉部	
	「ひきこもり地域支援センター」において、ひきこもりの本人や家族からの電話や来所による相談対応や訪問支援を行うとともに、本人や家族の居場所機能を持つ集団型支援拠点「よりどころ」を設置運営します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
		●	●	●	●	●	

11	困難を抱える若年女性支援事業 ※再掲 施策1-②					子) 子ども育成部	
	様々な困難を抱えた若年女性を支援するため、アウトリーチ支援、一時的な居場所の提供、自立支援など、公的機関等への「つなぎ」を行う相談事業を実施します。						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	若者	保護者
	●				●	●	